

社会・援護局関係主管課長会議資料

令和 8 年 3 月

保護課自立推進・指導監査室

目 次

重点事項

第1 令和8年度における生活保護法施行事務監査等について	1
1 都道府県・政令指定都市が実施する監査について	1
2 国が実施する監査について	3
3 不正受給事案や不正等事案に係る報告の徹底について	13
第2 保護施設に対する指導監査について	20
1 入所者の自立支援に重点をおいた指導監査の実施について	20
2 保護施設の運営に係る適正実施の確保について	20
3 救護施設及び更生施設における個別支援計画の作成について	21
4 事件・事故に係る報告の徹底について	21
第3 令和8年度予算案等・社会福祉推進事業について	22
1 生活保護指導委託費について	22
2 ケースワーカーの業務負担軽減の推進等について	22
3 生活保護の査察指導員等の研修等のあり方に関する調査研究事業について	23

連絡事項

1 令和8年度に国が実施する監査について	26
2 当室主催の会議について	27

重点事項

第1 令和8年度における生活保護法施行事務監査等について

1 都道府県・政令指定都市が実施する監査について

生活保護法施行事務監査（以下「監査」という。）の実施に当たっては、管内実施機関の事務の執行又は会計処理の状況の適否のみを監査するのではなく、生活保護法施行事務（以下「法施行事務」という。）がより適正かつ効率的に運営されるよう援助・指導をする建設的な監査を行うことが必要である。

令和7年度においても、都道府県・政令指定都市本庁（以下「本庁」という。）において、効果的な監査の実施に取り組んで頂いたところであるが、一部の本庁においては、個別ケースの取扱いの適否を課題として指摘する監査に止まり、実施機関における組織的運営管理の状況や査察指導の状況に要因がないかといった検証が十分に行われておらず、具体的な改善方策を示すといった実効性ある指導が不十分な状況も認められている。

については、令和8年度に実施する監査においても、引き続き、管内実施機関において法施行事務が適正に運営されるよう、過去の監査結果、最近の保護動向等を勘案して監査の重点事項を定めた実施計画を策定し、本庁職員が監査の意義を十分に認識した上で、実施機関の課題の根本的な解消に向けた効果的な指導を継続して行うようお願いする。

○ 管内実施機関に対する指導の徹底について

監査に当たっては、管内実施機関の課題や問題点の把握、それを踏まえた的確な監査の実施、是正改善状況の確認に基づく指導といった一連の事務が確実に実施される必要がある。

そのためには、実施機関ごとに、国及び本庁の監査において明らかになった課題や問題点及び是正改善状況に加え、保護動向や保護に関する地域情報、当該実施機関に対する本庁の所見や評価、次回監査における留意点や確認事項等、継続した指導に必要な事項を盛り込んだ「福祉事務所指導台帳」を作成し、活用することが重要である。

また、管内実施機関が抱える課題や問題点を整理し、当該課題等の是正改善に向けた実効性のある指導を行うために、本庁としての監査の重点事項を設定し、その上で、各実施機関の規模や課題等に応じた日数・班編制による効果的な監査を実施するための監査実施計画を策定し、当該計画に基づき的確な指導監査を実施する必要がある。

については、監査の実施に当たっては、この後で述べる「令和8年度国の監査の重点事項」も踏まえ、次のとおり組織的かつ継続的に実施するようお願いする。

- ① 監査実施前、生活保護主管課長の参画の下、事前検討を実施し、「福祉事務所指導台帳」等を活用して組織として各実施機関における課題や問題点を具体的に把握する。
- ② 組織運営ヒアリング、事項別検討及びケース検討においては、適否を調査するだけでなく、関係資料等の確認を的確に実施し、当該実施機関が抱える課題や問題点とその要因を明らかにする。
- ③ 監査終了後、生活保護主管課長の参画の下、事後検討を実施し、監査結果を取りまとめた事後検討資料を組織として総合的に検討・分析した上で、具体的改善方策を整理・検討し、指導が必要となる事項を的確に監査結果通知に反映し、発出する。
- ④ 実施機関から提出された是正改善報告については、問題解決に向けた具体的な取組を内容とする改善計画及び改善結果を提出させ、内容が不十分又は不適切であると認められる場合にあつては、再提出や追加報告を求めるなど、管内実施機関において実効性のある是正改善が講じられるよう指導する。
- ⑤ 同一の指摘が継続している実施機関に対しては、是正改善報告において未改善となった問題点のうち、早急に改善すべきものについて、当該実施機関の実施方針及び事業計画（以下「実施方針等」という。）に盛り込ませるよう指導するとともに、課題や問題点の改善に向けた実効性のある内容となるよう指導する。

なお、監査をはじめ管内実施機関に対する指導に当たっては、本庁の生活保護主管課長のリーダーシップが不可欠であり、特に、問題を有する実施機関や大規模実施機関に対しては、主管課長自らが実地に指導監査に参画することにより、当該実施機関における生活保護実施状況の課題や問題点を把握するとともに、実施機関の幹部職員に対してその改善に向け必要な指導を直接的に行うことが重要である。

さらに、管内実施機関に対して適切な指導を実施するため、本庁の指導監査及び研修等に係る実施体制の整備が必要かつ重要であるので、本庁の生活保護主管課長においては、この点についても配意をお願いする。

2 国が実施する監査について

(1) 監査方針等について

一部の実施機関における保護費の支給に関する不適切な取扱いを踏まえて、令和7年度の国の監査については、要保護者に対する権利侵害の防止策を盛り込んだ重点事項を中心に実施してきたところである。

今年度の本庁及び実施機関に対する監査の結果、保護の面接相談において、一部の実施機関で「預貯金・現金の保有、ライフラインの状況などの記載がなく、相談者の急迫状況の確認を行っているか判断できない事例」、「保護申請には同居する世帯全員の同意が必要であると誤信させるおそれのある事例」、「本来保護申請に必要な書類の提出を予め指示し、提出がなければ申請できないと誤信させるおそれのある事例」、「自動車の保有を認めないことを相談時に判断していると疑われる事例」等が認められた。このような事案が起こった要因として、生活保護関係法令、実施要領等を遵守し、要保護者の実情を客観的立場で把握した上で保護を決定するという基本的な態度の認識不足のほか、査察指導員、課長及び所長による確認・指導など組織的運営管理が不十分であったことが考えられる。

また、多数の実施機関において、複数年にわたり、同様の指摘が繰り返されており、効果的な監査が行われていない状況が認められた。これは、是正改善報告の審査及び実施方針等の策定についての指導が不十分であったことも一因であると考えられる。

さらに、監査において、

- ・ 「援助方針の策定及び訪問調査活動の実施」をはじめとして、生活保護制度を適正に運営するための基本的事項に課題が認められた。その要因として、組織としての査察指導体制が十分に機能していないこと、とりわけ、査察指導員による現業事務の進行管理及びケース審査、指導援助が不十分な事により、結果として、課題が認められたところである。
- ・ 組織的な事務処理等の手順や仕組み、職階ごとの役割等が明確でないことから担当者任せになっており、組織としてのチェック機能や牽制機能が働いていないなど、事務処理に課題がある実施機関が認められた。特に、現業員等による生活保護費の詐取、領得、事務け怠及び亡失を含めた不正等事案発生防止の観点からも組織的運営管理について継続した指導が必要である。
- ・ 不正受給対策については、各実施機関における課税調査による稼働収入の把握や年金調査による年金収入の把握など保護の決定実施に係る業務の適正な取組に

加え、平成 25 年の生活保護法（以下「法」という。）の改正（平成 26 年 7 月 1 日施行）において、福祉事務所の調査権限の拡大や徴収金の徴収にかかる保護費との調整などの強化を行ったことなどにより、着実な取組が図られてきているところであるが、一部の実施機関において、これらの取組が不十分である状況が認められた。

- ・ 自動車保有については、各実施機関において適切な取組が行われている一方、一部の実施機関において、自動車保有の認否等について、客観的、組織的な検討を行っていない状況等、不十分な取扱いが認められた。

こうした状況を踏まえ、令和 8 年度の国の監査における重点事項等は、前年度の重点事項等の内容を承継しつつ、次のとおりとする予定であるので、適正な法施行事務の運営が図られるよう管内実施機関に対する指導をお願いする。

（2）令和 8 年度国の監査の重点事項について

ア 要保護者に対する権利侵害の防止について

（ア）生活保護関係法令及び実施要領等に基づく保護の実施について

一部の実施機関において、上記（1）で示した事例の他、「相談時に聴取した手持ち金等に基づき、事前に保護の要否判定を行っている事例」、「特別な理由無く保護申請から 14 日を超えて保護決定している事例」、「保護の要否判定を行うことなく、本人から「辞退届」を受理したことをもって保護を廃止している事例」等不適切な取扱いが認められた。

保護の決定実施にあたっては、生活保護関係法令、実施要領等を遵守するとともに、要保護者の実情を客観的立場で把握した上で行い、要保護者の立場に寄り添い、本制度の趣旨及び要保護者の権利、義務の内容について十分説明し、正しい理解を得ることに努めるよう、指導の徹底をお願いする。

（イ）面接時の適切な対応の徹底について

監査において、保護申請に至らなかった面接記録票を確認したところ、上記で示した事例の他、「相談者が申請意思を示しているにもかかわらず、申請書を交付していないことが疑われる事例」、「面接相談時に「保護のしおり」を交付したか不明な事例」、「面接記録の記載内容では申請に至らなかった理由が判断できない事例」等のおり一部の実施機関において、不適切な事案が認められた。

面接相談においては、相談者の保護申請の意思を確認し、保護申請の意思が確認された者に対しては、速やかに保護申請書を交付し、申請権を侵害しないことはもとより、申請権を侵害していると疑われる行為を行わないよう指導をお願いします。

また、面接相談の際に活用する「保護のしおり」の内容について、申請権の侵害につながる表現が含まれていないか、相談者へ交付ないし提示する書面等も含めて十分確認の上、具体的な指導をお願いします。

面接記録票は、面接相談時の対応が適切であったかなどを確認する上で必要不可欠であること、特に保護申請に至らなかった相談者への対応状況を確認することができる唯一の記録であることから、明瞭かつ正確に記録するとともに、申請に至らなかった相談者に対しては、生活困窮者自立支援法に基づく事業や給付金についての情報提供や助言等適切な措置を講じるよう指導をお願いします。

(ウ) 適切な保護申請の取扱いについて

監査において、保護申請に係る取扱いについて確認したところ、一部の実施機関において、資力の調査に時間を要した等の理由により、多くのケースについて申請から14日を過ぎて保護の決定の通知が行われていることが認められた。

法第24条第3項では、「保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならない。」と規定した上で、同条第5項において、「第3項の通知は、申請のあった日から14日以内にしなければならない。ただし、扶養義務者の資産及び収入の状況の調査に日時を要する場合その他特別な理由がある場合には、これを30日まで延ばすことができる。」と規定している。

このため、保護の決定に当たっては、特別な理由がない限り、法第24条第5項に基づき14日以内に適切に行うよう、指導の徹底をお願いします。

イ 組織的運営管理の徹底による適正な保護の決定実施について

一部実施機関において、上記のとおり要保護者に対する権利侵害が疑われる事例や、生活保護関係法令及び実施要領に基づく保護の決定が適切に実施されていない事例が認められた。

また、多くの実施機関において、「訪問調査活動の実施」、「収入申告書及び資

産申告書の徴取」等、適正な保護の決定実施のための基本的事項に課題が認められた。

このような事案が起こる背景としては、実施機関における組織的な業務の進行管理をはじめ査察指導體制が十分に機能しておらず、かつ、こうした状況に関して所長、課長等による実状の把握や指導などの取組も十分に行われていないことが要因と思料される。

については、各実施機関における査察指導の実施状況や抱えている問題点等を把握し、所長、課長等による指揮監督の状況も含め、組織的な運営管理が行われるよう指導の徹底をお願いします。

なお、行政事務に対する不当要求行為については、現業員や査察指導員など職員個人が問題を抱え込むことなく、公正な職務の執行が確保され、組織的な対応が図られるよう指導の徹底をお願いします。

ウ 効果的な指導監査の実施について

(ア) 的確な指導監査の実施について

監査の結果、「組織運営ヒアリングによる運営状況の聴取だけで、当該状況におけるケース検討及び事項別検討による事後的な適否の検討をしていない」、「ケース検討において問題ありとした個々のケースに対する改善を求める指摘に傾倒している」など、組織的課題や問題点を事実認定した的確な監査が実施されていない状況が認められており、監査における課題や事実関係の把握が不十分であることが懸念される。

監査の実施に当たり、組織運営ヒアリングにおいて保護の決定手続き及び事務処理手順における問題点を把握するとともに、事項別検討やケース検討を的確に実施し、顕在化した問題点との関連を検討の上、当該実施機関が抱える課題や問題点とその要因を明らかにするなど、査察指導の状況や組織的な運営管理の面に着目した監査を実施するようお願いします。

(イ) 組織的な指導監査の実施について

管内実施機関の問題点及び改善を要する事項について、組織的に十分な検討が行われていないことが認められている。

監査における課題や事実関係の把握などの検討が不十分であることから、実施

機関の問題点の是正改善が十分に図られていないことが要因であると思料される。

監査を担当する生活保護指導職員の長等の参画の下、

・監査実施前においては、前年度の監査結果の問題点及びその改善状況はもとより、保護動向や実施機関の抱える課題等を十分に分析検討した上で、指導監査においてその実態を確認し、

・監査実施後においては、監査結果を取りまとめた事後検討資料を総合的に検討し、具体的改善方策を整理した上で、実施機関が速やかに是正等に取り組みよう遅滞なく監査結果通知を発出するようお願いする。

(ウ) 実効性ある是正改善に向けた指導について

監査の結果、指摘事項に対する原因分析や改善に向けた取組内容について具体性が欠けるなど、実施機関はもとより本庁においても問題点の是正が十分に図られていないことが認められている。

このため、多数の実施機関においては、複数年にわたり同様の指摘が続いており、改善が図られていない状況となっている。

是正改善に向けては、適切な実施方針及び事業計画を策定し、本計画に基づき業務を実施し、その結果を評価して、計画の見直しを行うとしたPDCAサイクルを意識した指導を実施機関に対して行う必要がある。

本庁及び実施機関は、是正改善報告、実施方針等の意義や役割を認識し、当該課題の発生防止の観点からは是正等に取り組むとともに、各実施機関の課題の是正等に向けては、組織的な運営管理がなされているか等の観点からの的確な要因分析を行い、是正等の取組や実施方針等の策定に対する具体的な修正等の助言指導をお願いする。

エ 適切な援助方針の策定及び的確な訪問調査活動の実施について

監査における個別ケース検討の結果、一部の実施機関において、「援助方針が世帯の実態に即していない事例」や「個々の世帯員の課題に応じた具体的な援助方針が策定されていない事例」等、適切な援助方針の策定に多くの課題が認められた。

また、訪問調査活動においても、「年間訪問計画に沿った訪問調査活動が実施されていない事例」や「長期間にわたって家庭内面接が行われていない事例」等、訪

問調査活動の実施に多くの課題が認められた。

これらについては、例年、国の重点事項として掲げ、国の監査においても重点的な指導を行ってきたところであるが、本年度に国が実施した監査のケース検討において、依然として多くのケースで課題が認められていることから、引き続き重点的な指導が必要である。

援助方針は、訪問調査等によって把握した世帯員の生活状況を踏まえ、世帯主だけでなく、特に子の養育環境や進路の問題など個々の世帯員の自立に向けた課題や、世帯全体の課題を分析し、それらの課題に応じた具体的な援助方針を策定するとともに、少なくとも年に1回以上の見直しを行うよう指導をお願いします。

また、訪問調査活動は、被保護者の生活状況等を実地に把握するとともに、援助方針に基づき援助指導を行うといった、現業事務の基本であることから、被保護者の生活状況等に応じた年間訪問計画を適切に策定し、訪問計画に沿って着実に実施するよう、管内実施機関に対する指導をお願いします。

オ 適切な収入の把握等について

(ア) 適切な収入の把握について

監査における個別ケース検討の結果、一部の実施機関において、「資産申告書や収入申告書の定期的な徴取がなされていない事例」が認められた。

適切な保護の決定実施を行うためには、被保護世帯に対し、収入申告の必要性や届出義務について周知する必要があるとともに、資産・収入等の状況を把握する必要があるため、「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成18年3月30日社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）Iの2及び3を踏まえ、届出義務の遵守及び収入申告等の徴取が確実に行われるよう、指導の徹底をお願いします。

また、「年金制度及び不動産等の資産の活用の徹底等について」（平成23年3月31日社援保発0331第3号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）の1を踏まえ、適切な年金制度の活用について指導の徹底をお願いします。

(イ) 課税調査の徹底について

監査の結果、一部の実施機関であるが、未だ課税収入額と収入申告額の突合作業及び組織的な確認が行われていない実施機関が認められた。

また、調査の結果、継続した収入があることが判明した場合に、当該収入について8月分までの保護費に反映できていない事例及び法第78条の適用処理が当該年度内に行われていない事例が認められ、調査結果の処理の組織的な進捗管理に課題が認められた。

課税調査は、法第78条適用事例の発見契機の多くを占めているなど、不正受給の防止及び早期発見のために有効なものであるので、「課税調査の徹底及び早期実施について」（平成20年10月6日社援保発第1006001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を踏まえ、確実に実施するよう、指導の徹底をお願いします。

(3) 重点事項に加え、特に留意すべき事項について

監査の実施に当たっては、「生活保護法施行事務監査の実施について」（平成12年10月25日社援第2393号厚生省社会・援護局長通知）の別紙「生活保護法施行事務監査事項」に基づき引き続き適切に実施するようお願いする。

また、令和8年度監査の実施に当たっては、前記重点事項に加え、特に留意すべき事項として次のとおりとする。

ア 実施体制の整備について

適正な保護の決定実施や被保護世帯に対する指導援助を的確に行い、生活保護制度の適正な運営を確保するためには、現業員の適正な配置等、実施体制の整備が必要であるが、監査の結果、多くの実施機関において、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第16条に定める標準数に対して現業員の不足が生じているところであり、また、査察指導体制の整備が必要な状況も認められている。

監査の結果明らかになる制度運営上の課題について、的確に改善を図っていくためには、実施体制の整備が不可欠であるので、管内実施機関に対する指導をお願いします。

また、社会福祉法第15条第6項において、現業員等は社会福祉主事であればならないと規定されているため、社会福祉主事有資格者を配置するとともに、現に社会福祉主事資格を有しない者については、社会福祉主事資格認定通信課程を受講する等により同資格を取得するよう指導しているところであるが、一部の実施機関において、有資格者の配置がなされていない状況が認められているので、当該実施機関に対する指導の徹底をお願いします。

なお、厚生労働省が社会福祉法人全国社会福祉協議会中央福祉学院（以下「中央

福祉学院」という。)に委託している社会福祉主事資格認定通信課程(公務員課程)については、管内実施機関への周知徹底をお願いする。なお、当該期限を過ぎても追加の申込みの調整も可能としているところであるので、積極的な受講をお願いする。(別添通知(P14~15)参照)

イ 適正な経理事務の取扱いについて

経理事務の取扱いについては、本庁による管内実施機関に対する指導の結果、多くの実施機関において改善が図られてきているところである。

引き続き、不正等事案発生防止の観点からも、管内実施機関における取扱いの実態を踏まえた具体的な指導が重要であることを十分に認識の上、「現業員等による生活保護費の詐取等の不正防止等について」(平成21年3月9日社援保発第0309001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)を踏まえ、保護担当と経理担当の事務の分離や決裁権者等について規程どおり運用されているか、内部牽制が有効に機能しているか等を点検するとともに、生活保護費の支給方法について、窓口払いとしている理由の精査を行い、窓口払いの解消に向けた取組がなされているか等、管内実施機関に対する指導の徹底をお願いする。

なお、一部の実施機関において、生活保護費の支給や管理が適切に行われていない事案が認められている。生活保護費が適切に管理され、被保護者へ確実に支給されるよう、改めて指導の徹底をお願いする。

ウ 保護の申請取下げ、廃止について

(ア) 保護の申請取下げについて

保護申請の取下げに係る取扱いについて確認したところ、一部の実施機関において、申請時に実施した法第29条の調査によって預貯金の保有が判明し、保護の要否判定を行えば保護「否」となる者に対して、不必要な取下げ書を徴取している等の不適切な取扱いが認められた。

については、保護の決定に当たっては、要保護者の審査請求権の権利保護の観点から、保護の申請に対する調査の結果等により保護に該当しないことが判明した場合には、不必要な取下げ書を徴取することなく、適正に却下処分を決定の上、申請者に通知するよう、指導の徹底をお願いする。

(イ) 「辞退届」の提出による廃止について

監査において、「辞退届」の提出による保護廃止の取扱いについて確認したところ、一部の実施機関において、「保護の要否判定を行うことなく、本人から提出された「辞退届」を受理し保護を廃止している事例」、「要否判定を行えば、保護「否」となるにもかかわらず、「辞退届」が提出されたことをもって保護を廃止している事例」、「廃止後の自立の目途を十分確認せず、「辞退届」が提出されたことをもって保護を廃止している事例」、「安定した職業に就いたことなどにより保護を必要としなくなったと認められる被保護者について、就労自立給付金の申請に係る助言を行わず、「辞退届」が提出されたことをもって保護を廃止し、結果として就労自立給付金の申請が行われなかった事例」等の不適切な取扱いが認められた。

また、ケース診断会議に諮るなど組織的な検討が十分に行われていない事例も認められた。

については、①不要な「辞退届」の提出を根拠とした廃止をしていないか、②提出された「辞退届」が本人の任意かつ真摯な意思に基づくものであるか、③本人から自立の目途を聴取するなど、保護の廃止によって直ちに急迫した状況に陥ることがないか等について、ケース診断会議に諮るなど組織的に検討するよう指導の徹底をお願いします。

(ウ) 指導指示違反による廃止について

監査において、指導指示違反による保護廃止の取扱いについて確認したところ、一部の実施機関において、「ケース診断会議に諮るなど組織的な検討が十分に行われていない事例」、「法第27条による指導指示を行うに当たり、口頭による指導指示を経ることなく文書による指導指示を実施している事例」、「法第62条第4項に基づく弁明の機会を付与することなく保護廃止している事例」等、不適切な取扱いが認められた。

については、法第27条に基づく指導指示の内容及び法第62条第3項に基づく保護の変更、停止又は廃止に至る過程が適切であるか、組織的な検討がなされているか等について、指導の徹底をお願いします。

エ 適時適切な保護の変更決定に係る進行管理について

監査の結果、一部の実施機関において、一時扶助に係る申請書について保護申請書受理簿等の活用が不十分である等、申請処理に係る組織的な管理体制の脆弱性が認められた。

については、保護の変更決定漏れや決定遅延等について、現業員等による事務け怠事案の発生防止の観点からも、保護申請書受理簿等の整備や申請書類の保管方法のルール化、申請処理に係る職階ごとの役割や責任の明確化による重層的なチェック体制の構築に向けて指導をお願いする。

オ 扶養能力調査の徹底について

監査における個別ケース検討の結果、一部の実施機関において、「要保護者からの申告や戸籍謄本などにより把握した扶養義務者について、その職業、収入等につき要保護者その他により聴取する等の方法により、扶養の可能性が調査されていない事例」、「重点的扶養能力調査対象者について、実地調査又は文書照会未回答者に対する再照会が行われていない事例」等、扶養能力調査の取扱いに係る課題が認められた。

については、適正な扶養能力調査の実施について指導をお願いする。

また、扶養能力調査の実施に当たっては、「生活保護問答集について」（平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）第 1 編第 5 の内容を踏まえ、要保護者が扶養照会を拒んでいる場合等においては、その理由について特に丁寧に聞き取りを行い、照会の対象となる扶養義務者が「扶養義務履行が期待できない者」に該当するか否かという観点から検討を行うこととされており、こうした取扱いについて、改めてご留意願いたい。

カ 自動車保有ケースに係る適切な取扱いについて

監査における自動車保有ケースの取扱いを確認した結果、一部の実施機関において、「保有の認否が検討されているか不明な事例」、「保有の認否が長期間にわたり決定されていない事例」、「保有を容認しているケースについて、定期的に保有要件の確認が行われていない事例」、「保有を否認しているケースについて、否認時から相当期間経過しているにもかかわらず、有効な処分指導が実施されていない事例」等、課題が認められた。

については、①自動車保有の認否等については、ケース診断会議に諮る等、客観的、

組織的な検討を行った上で、保有認否の根拠等をケース記録に明記すること、②保有を認められた自動車についても、定期的に保有要件の確認を行うこと、③保有が認められない自動車については、一時抹消登録の手続きを進めることや、処分期限の設定を行うなど速やかな処分のための指導に努めることなど、自動車保有ケースに係る適切な取扱いに向けて指導をお願いする。

キ 法第63条及び法第78条の適切な運用について

監査における法第63条及び法78条の取扱いを確認した結果、一部の実施機関において、「返還又は徴収対象経費が発生してから決定までの処理に時間を要している事例」、「返還金又は徴収金の対象となる収入と支給済保護費との対比が行われていない事例」、「実施機関の責めに帰すべき事由を原因とする法第63条の返還金に係る債権について、法第77条の2を適用している事例」、「法第63条による費用返還額から自立更生費を控除することについて判断する際や、法第78条による費用徴収を決定するに当たり、ケース診断会議に諮る等組織的に判断していない事例」等が認められた。

については、法第63条及び法第78条の適用に当たり、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日社援保初0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）及び「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成18年3月30日社援保初第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）のIV等を踏まえ、指導の徹底をお願いする。

3 不正受給事案や不正等事案に係る報告の徹底について

被保護者による不正受給事案や現業員等による不正等事案が発生した場合については、「不正受給事案や現業員等による不正等が発生した際における速やかな報告等について」（平成24年10月23日社援自発1023第1号厚生労働省社会・援護局保護課自立推進・指導監査室長通知）により速やかな報告をお願いしているところである。

この報告は、国と本庁とが、実施機関等における各種事案について迅速に情報共有を行うことで、当該事案に係る速やかな是正措置及び再発防止に向けた取組につなげるためのものであるので、本庁は、改めて通知の趣旨を理解の上、実施機関等に周知徹底するとともに、引き続き速やかな報告をお願いする。（別添資料（P16～19）参照）

なお、報告に当たっては、個人が特定できる情報は含めないようお願いする。

「都道府県・市名」社会福祉研修主管部(局)長 殿

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
中央福祉学院
学監 古都賢一
(公印略)

令和 8 年度 社会福祉主事資格認定通信課程(公務員課程)
受講希望者のとりまとめについて(依頼)

本学院の研修事業につきましては、日頃より特段のご高配を賜り深謝申し上げます。

さて、厚生労働省の委託を受け、令和 8 年度標記通信課程を実施することとなりました。

つきましては、諸事ご多忙の折、誠に恐縮ですが、貴都道府県(市)内の福祉事務所、児童・婦人・更生等の各相談所、市・区役所、町村役場および社会福祉施設(公立公営)など関係先への周知と受講希望者のとりまとめについてご協力賜りますようお願いいたします。

なお、標記通信課程を含め、令和 8 年度における厚生労働省委託研修の実施につきましては、別途厚生労働省から通知されますことを申し添えます。

記

1. 通信課程概要

- 受講期間:令和 8 年 4 月 1 日より 1 年間
- 受講料:84,700 円
- 受講要件:受講案内にてご確認ください。

2. 受講案内の送付

「主事」部 (別便で 2 月 16 日に発送予定)

(社会福祉関係行政機関数、市区町村数、公立施設数等をもとに発送部数を算定、確定しております。受講案内の発送は不要とのご連絡を頂いている主管部(局)への発送はありません。)

〇2 月 10 日(火) から各種資料のダウンロードが可能です〇

中央福祉学院ホームページに掲載いたします。

受講案内 (PDF)	受講申込書※ (PDF)	変更連絡票 (word)	受講希望者連名簿 (様式 1/word)
---------------	-----------------	-----------------	-------------------------

中央福祉学院ホームページ⇒関係機関の皆様へ⇒「社会福祉研修主管部(局)専用ページ」

ホームページ URL <https://www.gakuin.gr.jp/member/gyosei/>

パスワード **kenshu294**

※データ入力可能な受講申込書をご用意していますので、ご活用ください。作成後、印刷したものに、申込者(所属長)欄の記入(自署)・公印押し、郵送にてお送りください。

※誠に勝手ながら、令和 8 年 4 月 20 日(月)～24 日(金)に停電を伴う受変電設備工事を予定しております。工事期間中、お問い合わせの対応等に関する業務は停止しております。ご不便をおかけいたしますが何卒よろしくお願い申し上げます(詳細は中央福祉学院ホームページをご確認ください)。

■ 中央福祉学院ホームページ <https://www.gakuin.gr.jp/>

3. 受講申込とりまとめについて

(1) 「令和8年度版 受講希望者連名簿」様式について

- 受講希望者連名簿様式は、「2.受講案内の送付」でご案内したページに掲載しておりますのでご活用ください(用紙の送付はしていません。ホームページに掲載しております)。
- 連名簿は、必ず今年度の様式を使用してください。

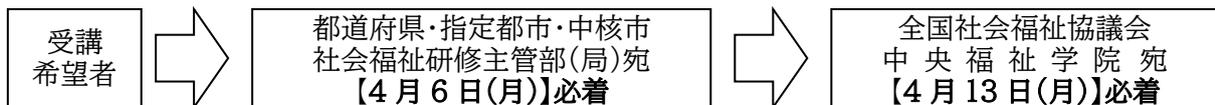
(2) 「令和8年度版 受講希望者連名簿」記入について

- 勤務先別に連記してください。
- 受講希望者連名簿の記載順位は、選考にあたっての優先順位ではありません。

(3) 受講申込とりまとめについて

- 受講申込書の記入漏れ、記載事項の誤りがないかご確認をお願いいたします。
- 受講申込書に不備等を確認した場合、ご連絡いたしますので、ご対応の程お願いいたします。
- 都道府県市を経由せず、受講希望者より本学院に申込書を直接送付された場合の申し込みは無効となります。
- とりまとめいただいた受講申込書、「受講希望者連名簿」(下記「4.受講希望者連名簿の作成」参照)の原本を中央福祉学院へお送りください。その際に、念のためお手元に控えを残して頂くようお願いいたします(コピー等)。
- 申込書の記入に関するお問い合わせについては、よくあるお問い合わせ等を中央福祉学院ホームページ(前頁参照)に掲載しておりますので、そちらをご案内ください。

4. 申込書提出期限



- 学習開始日(6月1日)までに選考結果および教材発送等の手続きを完了するために、上記提出期限を厳守してくださいませようお願いいたします。

5. その他

- 令和8年度以降の受講案内の部数変更については、「変更連絡票」にてご連絡ください(用紙の送付はしていません)。部数に限りがあるため、ご連絡いただく時期によっては、ご希望にそえない場合もございます。お早めにご連絡ください。
- 本学院ホームページにおいて、主管課連絡先を掲載しております。変更が生じた場合は恐れ入りますが「変更連絡票」にてご連絡ください。

掲載内容	<部署名> 《部署名》
	<電話番号> 《電話》

6. 本件に関する連絡・お問い合わせ先

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 中央福祉学院(担当:池本・高島)
〒240-0197 神奈川県三浦郡葉山町上山口 1560-44
TEL 046-858-1355/FAX 046-858-1356
ホームページ <https://www.gakuin.gr.jp/>



社援自発1023第1号

平成24年10月23日

都道府県
各 指定都市 民生主管部(局)長
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課

自立推進・指導監査室



不正受給事案や現業員等による不正等が
発生した際における速やかな報告等について

生活保護の適正実施につきましては、平素より格別のご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、被保護者による不正受給や現業員等による生活保護費の詐取等の不正の未然防止等を図り、生活保護の適正実施を推進する観点から、それぞれの該当事案発生時における厚生労働省への速やかな報告等について、関連通知等においてお願いしているところです。

しかしながら、依然として、これら通知の趣旨が徹底されず、事案発生(確認)から厚生労働省への報告までに著しい長期間を要した上、その間、該当実施機関における実態の解明・把握や、当該自治体内における再発防止策の検討等に関して極めて不十分な対応しか行われていなかった事案などが見られています。

悪質な不正受給事案や現業員等による不正等は、生活保護行政に対する国民の信頼を根底から揺るがすものであり、万一こうした事案が発生した場合には、早急に、保護の実施機関、都道府県・指定都市本庁と厚生労働省とが情報を共有の上、迅速かつ適切な対応を図る必要があります。特に、現業員等による詐取、領得、事務け怠等については、早急に、該当実施機関において、①関係する被保護世帯に対する適正な保護の決定実施を確保して正常化を図り、②発生要因を含む事案の全貌を明らかにして、③実効性ある再発防止策を構築し、生活保護行政に対する国民の信頼を確保する必要があります。

については、次の点を踏まえ、不正受給事案や現業員等による不正等事案が発生した際における、厚生労働省への迅速な報告を確実に行うよう、管内実施機関への徹底をお願いします。

記

1 被保護者による不正受給事案について

告訴・告発を行った事案や、刑事事件及び新聞、議会等で問題になることが予想される等の不正受給事件については、「生活保護の適正実施の推進について」(昭和56年11月17日付社保第123号厚生省社会局保護・監査指導課長連名通知)の2の(4)、(5)に基づき、その概要、対応方針等について速やかに情報提供するとともに、必要に応じて技術的助言を求めること。

2 現業員等による不正等事案について

現業員等による詐取等の不正事案が生じた場合は、「現業員等による生活保護費の詐取等の不正防止等について」(平成21年3月9日付社援保発第0309001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)の2の(1)、(2)の別添1及び別添2により速やかに報告すること。なお、現業員等による事務け怠事案については、懲戒処分を受けたものについて報告を求めているところであるが、今後にあつては、自治体人事当局が懲戒処分を検討する対象とした事案や、保護費の過大・過小支給の判明に伴って国庫負担金の再精算を要する可能性が高い事案、都道府県・指定都市本庁が特別監査の対象とした事案、報道や議会等で問題となることが予想される事案などについても、当該事案の発生が確認された段階で、事案の概要、対応方針等について速やかに情報提供いただくとともに、必要に応じて技術的助言を求めるとされたい。(懲戒処分を受けたものに係る報告は従来のとおり。)

(別添1)

生活保護に係る不正事案報告書(1)

福祉事務所名				作成年月日：平成 年 月 日
不正行為者氏名		官職名		
不正行為者の所属部署名		在職期間	平成 年 月 日～ 年 月 日	
不正行為金額	円	不正行為期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日	
不正行為に係る事実の詳細				
不正行為の発生原因 (具体的、詳細に)				
都道府県・指定都市(本庁)への報告年月日	平成	年	月	日

上記記入欄は適宜変更して、具体的かつ詳細に記述すること。

(別添2)

生活保護に係る不正事案報告書(2)

福祉事務所名				作成年月日：平成 年 月 日
不正行為者氏名		官職名		
不正行為者の所属部署名		在職期間	平成 年 月 日～ 年 月 日	
不正行為金額	円	不正行為期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日	
不正行為に係る事実の詳細				
不正行為の発生原因 (具体的、詳細に)				
都道府県・指定都市(本庁)への報告年月日：平成 年 月 日				
不正行為発覚後の処置(損害額の確定方法等)				
不正行為金額に係る国庫負担金の精算処理状況(予定を含む)				
実施機関が講じた再発防止策の概要(具体的、詳細に)				
懲戒処分等、刑事・民事訴訟について				
懲戒処分等	有・無	処分内容		
刑事訴訟	有・無	訴訟内容		
民事訴訟	有・無	訴訟内容		
備 考				

上記記入欄は適宜変更して、具体的かつ詳細に記述すること。

第2 保護施設に対する指導監査について

保護施設の適切な運営実施の推進と入所者及び利用者（以下「入所者」という。）の処遇の確保のため、保護施設に対する都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）が行う指導監査の果たす役割は、極めて重要である。保護施設に対する指導監査の実施に当たっては、「生活保護法保護施設指導監査要綱」（平成12年10月25日社援第2395号厚生省社会・援護局長通知）に基づき、特に次の点に留意し実施するよう、願います。

1 入所者の自立支援に重点をおいた指導監査の実施について

入所者に対する適切な処遇が行われるよう、「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準」（昭和41年7月1日厚生省令第18号）が確保されていることはもとより、

- ① 入所者の意向を尊重した上で適切な処遇計画が策定されているか
- ② 居宅生活への移行や他法の専門的施設での受け入れについて検討されているか
- ③ 実施機関や家族との連携が図られているか
- ④ 処遇計画について適宜必要な見直しが行われているか
- ⑤ 入所者への虐待の防止について適切に対応が行われているか

に重点をおいた指導監査を実施することにより、入所者の自立支援に向けた取組が一層推進されるよう指導を願います。

2 保護施設の運営に係る適正実施の確保について

(1) 保護施設の適正な運営の確保について

入所者処遇を図るための必要な職員の確保のほか、適正な会計及び契約事務の処理、内部牽制体制の確立、衛生管理や感染症対策の徹底等について指導を願います。

また、入所者からの預り金を管理している保護施設については、事故・不正事案発生防止の観点からその適切な管理についても指導を願います。

なお、職員の処遇については、有用な人材の確保及びその定着化を図るため、適切な給与水準の確保、労働時間の短縮等労働条件の改善、研修等職員の資質向上、福利厚生の充実等について指導を願います。

(2) 防災対策の充実強化について

防災対策の充実強化については、引き続き、社会福祉施設等に関する水害・土砂災害・津波に関する対策や非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施に関して、周知・徹底をお願いします。

また、指導監査を実施するにあたり、防災関係部局、管内市町村及び消防機関などと連携し、保護施設の非常災害対策計画の点検が適切かつ確実に行われるよう重ねて お願いします。

(3) 感染症の予防対策について

これまでも、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症等の予防に関し、適切な対応をお願いしているところである。感染症予防に関する通知及びマニュアルを基に、保護施設で適切な対策が確実に行われるよう、引き続き指導・助言等を行って頂くよう お願いします。

3 救護施設及び更生施設における個別支援計画の作成について

「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令」（令和6年厚生労働省令第118号）により、救護施設及び更生施設について、入所者ごとの個別支援計画の作成が義務化 されている（令和6年10月1日施行）。

このため、「生活保護法による保護施設に対する指導監査事項について」（平成24年3月26日社援発0326第4号社会・援護局長通知）を確認の上、令和8年度の救護施設及び更生施設に対する指導監査について、引き続き指導をお願いします。

4 事件・事故に係る報告の徹底について

保護施設において、職員による入所者への虐待等の問題が確認された場合や職員による不正が確認された場合など事件・事故が発生した場合には、速やかにこれを都道府県等に報告するよう管内保護施設に対して指導をお願いします。

また、報告を受けた都道府県等は、当該事案の概要、対応方針等を速やかに国へ報告することとし、報告に際しては、その時点で判明している事実関係や今後の見込み等について速報されるとともに、詳細な内容が判明次第、逐次具体的な報告をお願いします。

第3 令和8年度予算案等・社会福祉推進事業について

1 生活保護指導監査委託費について

生活保護指導監査委託費については、本庁の指導監査体制を整備し、管内実施機関に対する指導監査を通じて適正な保護の実施を目的として、都道府県及び政令指定都市が設置した生活保護指導職員に係る経費を補助している。

国庫補助対象となる生活保護指導職員の定員については、「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」（平成26年7月25日閣議決定、令和6年6月28日一部変更）を踏まえ、計画的な見直し（令和7年度～11年度／13人の定員合理化）を行っているところである。

については、令和8年度には3人の定員合理化を予定しているので、格段の御理解と御協力をお願いします。

令和7年度 当初予算額	令和8年度 予算案	備 考					
1,820,444 千円	1,840,482 千円	年度	R4	R5	R6	R7	R8
		定員(人)	271	265	260	257	254
		削減(人)	▲6	▲6	▲5	▲3	▲3

2 ケースワーカーの業務負担軽減の推進等について

(1) ケースワーカーの業務負担軽減の推進について

生活保護のケースワーカーの業務は、生活保護の事前相談、申請・決定、生活保護開始後の援助方針策定等多岐にわたる事務負担がある一方で、要支援者が抱える課題等の複雑化によりケースワーカーが対応に苦慮することも多く、業務負担の増加が課題となっている。

こうした状況を踏まえ、ケースワーカーの業務負担軽減を図ることで、ケースワーカーによる要保護者に対する迅速かつ適正な保護決定や個々の被保護者の状況に合った「自立」に向けてのきめ細かな支援を可能とする体制を整備するため、令和7年度補正予算及び令和8年度予算案において、面接相談業務の一部として、保護の事前相談の際の生活保護制度の仕組みの説明や他法他施策の活用への助言等の実施、年

金調査や要保護者の収入、資産報告書徴収及び関係先（金融機関等）調査、生活保護法第63条（返還金）及び同法第78条（徴収金）の債権管理等を実施する人員の確保に必要な経費を計上しているところであり、積極的な活用を検討いただきたい。

（2）都道府県等による生活保護業務支援について

都道府県等が管内福祉事務所に対して、広域的な立場から、生活保護関係職員に対する巡回指導や、人材育成、優良事例の収集・提供等の取り組みを実施することに加え、査察指導員等の資質向上に係る研修を実施することで、全国的な査察指導員等のレベルアップを図ることが、福祉事務所の実施水準及び質の向上を図るために必要であり、これらに必要な経費を令和7年度補正予算や令和8年度予算案にて計上している。

なお、令和8年度については、下記3に記載の今年度の社会福祉推進事業「生活保護の査察指導員等の研修等におけるあり方に関する調査研究事業」（一般財団法人日本総合研究所）の事業報告書にて取りまとめる予定の査察指導員等を対象とした標準的なカリキュラム案（骨子）を踏まえた研修に対する補助を検討しているので、ご留意願いたい。

3 生活保護の査察指導員等の研修等のあり方に関する調査研究事業について

各種福祉制度や職場をめぐる様々な変化（支援する世帯の多様化、制度の複雑化、職員の価値観の多様化、経験豊富な職員の減少等）が進む中で、生活保護事務を円滑に、効果的に進めていく上で、査察指導員や福祉事務所長等管理職（以下「査察指導員等」という。）は重要な役割を担っている。

また、令和5年12月に公表された社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関する最終報告書」において、査察指導員等を含め、生活保護制度が現場で有効に機能していくためには、「国は、引き続き、必要な人員体制、処遇等の確保が可能となる仕組みの構築や、国研修の実施及び自治体が研修を実施するための支援等を通じた人材育成等に積極的に取り組んでいくべきである。」との指摘がなされており、令和4年12月に公表された「中間まとめ」においても、「ケースワーカーや査察指導員のレベルアップを通じて業務の質と効率を高めるためには、国が研修モデルを提示したり研修素材を継続的に提供した

りするなど、研修等の効果的・効率的な実施を図る必要がある」とされている。

これらの状況を踏まえ、今年度の社会福祉推進事業「生活保護の査察指導員等の研修等のあり方に関する調査研究事業」（一般財団法人日本総合研究所）において、都道府県・指定都市本庁で実施されている査察指導員等を対象とした研修等の現状と今後の方向性を調査・分析し、標準的なカリキュラム案（骨子）等を策定する予定である。

このカリキュラム案（骨子）については、上記の社会福祉推進事業報告書にて取りまとめるほか、令和8年4月に開催予定の生活保護法施行事務監査に係る生活保護指導職員会議にて周知を行う予定としている。

連 絡 事 項

連 絡 事 項

1 令和8年度に国が実施する監査について

(1) 監査計画について

令和8年度においても、状況を勘案しつつ、都道府県・政令指定都市本庁及び実施機関に対して監査を実施することとしている。具体的な監査計画については、追って示すこととするが、基本的な考え方は以下のとおりである。

- ア 原則として、本庁及び管内実施機関を選定して監査を実施する。（一般監査）
- イ 一般監査においては、従来通りの5日間を基本とするが、対象実施機関の規模等を勘案して期間を短縮することがある。
- ウ 本年度の監査の状況を踏まえ、一部の都道府県・政令指定都市について、一般監査だけでなく、事前のヒアリングや確認監査の実施等により、各自治体の課題の解消に向けた重点的な指導を行う。
- エ なお、令和8年度については、最高裁判決への対応を踏まえた保護費等の追加給付に係る支給事務発生による影響等を踏まえ、監査計画について、担当監査官から各都道府県・指定都市本庁へ連絡の際、監査の実施方法等を個別に調整等させていただくので、了知されたい。

(2) 監査対象実施機関の選定について

一般監査にかかる実施機関の選定に当たっては、各本庁と協議の上決定することとしているが、選定に当たっての基本的な考え方は以下のとおりである。

- ・直近又は過去の監査等において課題が多い実施機関
- ・複数年にわたり同一の課題や問題点が改善されない実施機関
- ・管内の保護動向に及ぼす影響が大きい実施機関

なお、対象実施機関の選定のための資料の提出について、追って連絡するので了知されたい。

2 当室主催の会議について

令和8年度については、下記の全国会議・研修等の実施を予定している（対面による実施を予定。）。

（1）生活保護法施行事務監査に係る生活保護指導職員会議

対 象 者：都道府県・政令指定都市本庁における監査班長及び
監査担当職員等、監査の中核を担っている職員

開催時期：令和8年4月23日(木)～24日(金)

場 所：国立オリンピック記念青少年総合センター
東京都渋谷区代々木神園町3-1

※会議内容のうち行政説明部分については、会議終了後、アーカイブ配信を行うことを予定。

（2）査察指導機能の充実強化を目的とした研修会等の開催について

① 新任査察指導員研修会

対 象 者：現業事務経験のない査察指導員等

開催時期：令和8年5月27日(水)～29日(金)(予定)

場 所：東京都内

② 全国生活保護査察指導に関する研究協議会

対 象 者：一定の経験を有する査察指導員等

開催時期：令和8年8月26日(水)～28日(金)(予定)

場 所：東京都内